	第52条の３第１項又は第11項（特別償却準備金）	００１７５	法規別表十六（九）「20」の欄の金額
	第52条の３第２項、第３項又は第12項（特別償却準備金）	００１７６	法規別表十六（九）「９」の欄の金額（同表「15」の欄に記載がある場合には、同欄の金額を控除した金額）
高齢者向け優良賃貸住宅の割増償却	第47条第１項（償却費）	００１７７	法規別表十六（一）「32」の欄、別表十六（二）「36」の欄、別表十六（三）「32」の欄、別表十六（四）「28」の欄又は別表十六（五）「30」の欄の金額
	第52条の３第１項又は第11項（特別償却準備金）	００１７８	法規別表十六（九）「20」の欄の金額
	第52条の３第２項、第３項又は第12項（特別償却準備金）	００１７９	法規別表十六（九）「９」の欄の金額（同表「15」の欄に記載がある場合には、同欄の金額を控除した金額）
特定再開発建築物等の割増償却	第47条の２第１項（償却費）	００１８０	法規別表十六（一）「32」の欄、別表十六（二）「36」の欄、別表十六（三）「32」の欄、別表十六（四）「28」の欄又は別表十六（五）「30」の欄の金額
	第52条の３第１項又は第11項（特別償却準備金）	００１８１	法規別表十六（九）「20」の欄の金額
	第52条の３第２項、第３項又は第12項（特別償却準備金）	００１８２	法規別表十六（九）「９」の欄の金額（同表「15」の欄に記載がある場合には、同欄の金額を控除した金額）
倉庫用建物等の割増償却	第48条第１項（償却費）	００１８３	法規別表十六（一）「32」の欄、別表十六（二）「36」の欄、別表十六（三）「32」の欄、別表十六（四）「28」の欄又は別表十六（五）「30」の欄の金額
	第52条の３第１項又は第11項（特別償却準備金）	００１８４	法規別表十六（九）「20」の欄の金額
	第52条の３第２項、第３項又は第12項（特別償却準備金）	００１８５	法規別表十六（九）「９」の欄の金額（同表「15」の欄に記載がある場合には、同欄の金額を控除した金額）
植林費の損金算入の特例	第52条第１項	００１８６	法規別表十（七）「25」の欄の金額（同欄の金額が同表「24」の欄の金額を超える場合には、同表「24」の欄の金額）
特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例	第52条の２第１項（特別償却不足額）又は第４項（合併等特別償却不足額）	００１８７	法規別表十六（一）「33」の欄、別表十六（二）「37」の欄、別表十六（三）「33」の欄、別表十六（四）「29」の欄又は別表十六（五）「31」の欄の金額
海外投資等損失準備金	第55条第１項の表の第１号又は第９項（同号に係る部分に限る。）	００１８８	法規別表十二（一）「20」の欄の金額
	第55条第１項の表の第２号又は第９項（同号に係る部分に限る。）	００１８９	法規別表十二（一）「20」の欄の金額
	第55条第１項の表の第３号又は第９項（同号に係る部分に限る。）	００１９０	法規別表十二（一）「20」の欄の金額
	第55条第１項の表の第４号又は第９項（同号に係る部分に限る。）	００１９１	法規別表十二（一）「20」の欄の金額
金属鉱業等鉱害防止準備金	第55条の５第１項又は第７項	００１９２	法規別表十二（二）「10」の欄の金額
特定災害防止準備金	第55条の６第１項又は第９項	００１９３	法規別表十二（三）「24」の欄の金額
	第55条の７第１項又は第７項	００１９４	法規別表十二（四）「10」の欄の金額
新幹線鉄道大規模改修準備金	第56条第１項又は第10項	００１９５	法規別表十二（六）「18」の欄の金額
使用済燃料再処理準備金	第57条の３第１項	００１９６	法規別表十二（七）「13」の欄の金額
原子力発電施設解体準備金	第57条の４第１項	００１９７	法規別表十二（八）「19」の欄の金額
保険会社等の異常危険準備金	第57条の５第１項又は第12項	００１９８	法規別表十二（九）「７」の欄の金額（同欄の金額が同表「10」の欄の金額を超える場合には、同表「10」の欄の金額）
原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金	第57条の６第１項又は第８項	００１９９	法規別表十二（九）「７」の欄の金額（同欄の金額が同表「10」の欄の金額を超える場合には、同表「10」の欄の金額）
特別修繕準備金	第57条の８第１項又は第10項	００２００	法規別表十二（十）「９」の欄の金額（同欄の金額が同表「15」の欄の金額を超える場合には、同表「15」の欄の金額）
社会・地域貢献準備金	第57条の９第１項	００２０１	法規別表十二（十一）「11」の欄の金額
中小企業等の貸倒引当金の特例	第57条の10第３項	００２０２	法規別表十…（一の二）「７」の欄の金額
探鉱準備金又は海外探鉱準備金	第58条第１項又は第９項	００２０３	法規別表十（二）「16」の欄の金額
	第58条第２項	００２０４	法規別表十（二）「16」の欄の金額
新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除	第59条第１項	００２０５	法規別表十（二）「42」の欄の金額
	第59条第２項	００２０６	法規別表十（二）「42」の欄の金額
対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例	第59条の２第１項	００２０７	法規別表十（三）「19」の欄の金額
沖縄の情報通信産業特別地区における認定法人の所得の特別控除	第60条第１項の表の第１号	００２０８	法規別表十（一）「９」の欄の金額
沖縄の特別自由貿易地域における認定法人の所得の特別控除	第60条第１項の表の第２号	００２０９	法規別表十（一）「９」の欄の金額
沖縄の金融業務特別地区における認定法人の所得の特別控除	第60条第１項の表の第３号	００２１０	法規別表十（一）「12」の欄の金額
商工組合等の留保所得の特別控除	第61条第１項	００２１１	法規別表十（四）「47」の欄の金額
農業経営基盤強化準備金	第61条の２第１項	００２１２	法規別表十二（十二）「13」の欄の金額
農用地等を取得した場合の課税の特例	第61条の３第１項	００２１３	法規別表十二（十二）「29」の欄の金額（同欄の金額が同表「36」の欄の金額を超える場合には、同表「36」の欄の金額）
収用等に伴い代替資産を取得した場合等の課税の特例	第64条第１項又は第８項	００２１４	法規別表十三（四）「21」の欄の金額（同欄の金額が同表「23」の欄の金額を超える場合には、同表「23」の欄の金額）
	第64条の２第１項又は第２項	００２１５	法規別表十三（四）「25」の欄の金額（同欄の金額が同表「27」の欄の金額を超える場合には、同表「27」の欄の金額）
換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例	第65条第１項又は第５項	００２１６	法規別表十三（四）「34」の欄の金額（同欄の金額が同表「40」の欄の金額を超える場合には、同表「40」の欄の金額）
収用換地等の場合の所得の特別控除	第65条の２第１項、第２項又は第７項	００２１７	法規別表十（六）「18」の欄の金額
特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除	第65条の３第１項	００２１８	法規別表十（六）「33」の欄の金額
特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除	第65条の４第１項	００２１９	法規別表十（六）「38」の欄の金額
農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別控除	第65条の５第１項	００２２０	法規別表十（六）「43」の欄の金額
特定の長期所有土地等の所得の特別控除	第65条の５の２第１項	００２２１	法規別表十（六）「48」の欄の金額
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例	第65条の７第１項若しくは第９項又は第65条の９（第65条の７第１項の表の第１号）	００２２２	法規別表十三（五）「18」の欄の金額（同欄の金額が同表「24」の欄の金額を超える場合には、同表「24」の欄の金額）
	第65条の７第１項若しくは第９項又は第65条の９（第65条の７第１項の表の第２号）	００２２３	法規別表十三（五）「18」の欄の金額（同欄の金額が同表「24」の欄の金額を超える場合には、同表「24」の欄の金額）
	第65条の７第１項若しくは第９項又は第65条の９（第65条の７第１項の表の第３号）	００２２４	法規別表十三（五）「18」の欄の金額（同欄の金額が同表「24」の欄の金額を超える場合には、同表「24」の欄の金額）
	第65条の７第１項若しくは第９項又は第65条の９（第65条の７第１項の表の第４号）	００２２５	法規別表十三（五）「18」の欄の金額（同欄の金額が同表「24」の欄の金額を超える場合には、同表「24」の欄の金額）
	第65条の７第１項若しくは第９項又は第65条の９（第65条の７第１項の表の第５号）	００２２６	法規別表十三（五）「18」の欄の金額（同欄の金額が同表「24」の欄の金額を超える場合には、同表「24」の欄の金額）
	第65条の７第１項若しくは第９項又は第65条の９（第65条の７第１項の表の第６号）	００２２７	法規別表十三（五）「18」の欄の金額（同欄の金額が同表「24」の欄の金額を超える場合には、同表「24」の欄の金額）
	第65条の７第１項若しくは第９項又は第65条の９（第65条の７第１項の表の第７号）	００２２８	法規別表十三（五）「18」の欄の金額（同欄の金額が同表「24」の欄の金額を超える場合には、同表「24」の欄の金額）
	第65条の７第１項若しくは第９項又は第65条の９（第65条の７第１項の表の第８号）	００２２９	法規別表十三（五）「18」の欄の金額（同欄の金額が同表「24」の欄の金額を超える場合には、同表「24」の欄の金額）
	第65条の７第１項若しくは第９項又は第65条の９（第65条の７第１項の表の第９号）	００２３０	法規別表十三（五）「18」の欄の金額（同欄の金額が同表「24」の欄の金額を超える場合には、同表「